

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第9号	件 名	令和5年度水道配水管敷設工事(No.601 刀根山元町)
No	質疑事項	回 答	
1	5号明細書内の45号単価表(鑄鉄管溝切加工(切断・溝切り2工程))内のタッピンねじ専用工具損料とはキールカッターΦ450以下の損料と同じなのですか？ タッピンねじ専用工具損料の日/単価を教えてください。	キールカッターΦ450以下の損料とは別です。 タッピンねじ式専用工具の損料です。 タッピンねじ式専用工具損料の日/単価は、令和3年度鑄鉄管単価表P2-27(大阪広域水道企業団)・令和5改訂版 水道事業実務必携P198を基に算出してください。	
2	15号明細表内の100号単価表(建設機械の貨物自動車による運搬)は片道5kmの片道のみの運搬単価ですか？片道5kmの往復の運搬単価ですか？教えてください。	片道のみの運搬単価です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp